



いざという時のために 知って安心

# 成年後見制度 成年後見登記



法務省民事局

# 自分のために みんなの安心 成年後見制度



成年後見制度って  
どんな制度ですか？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であったりもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあっておそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。



成年後見制度には  
どのようなものがあるのですか？

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。  
また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。  
法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。



## 法定後見制度の概要

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、血縁等内の親族、検察官、市町村長など (注1)	民法19条1項所定の行為 (注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部) (注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 (注2)(注3)(注4)	同上 (注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左 (注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど(注5)	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

(注1) 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に向き権、代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認、放棄、新築、改装、増築などの行為が挙げられています。

(注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権 取消権の範囲を広げることができます。

(注4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

(注5) 公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなりました。

## 法定後見制度の事例

① 本人の状況: 統合失調症

② 申立人: 叔母

③ 成年後見人: 司法書士

④ 成年後見監督人: 社団法人成年後見センター・リーガルサポート

⑤ 概要

## 後見開始事例

本人は20年前に統合失調症を発症し、15年前から入院していますが、徐々に知的能力が低下しています。また、障害認定1級を受け障害年金から医療費を支出しています。本人は母一人子一人でしたが、母が半年前に死亡したため、親族は母方叔母がいますのみです。亡母が残した自宅やアパートを相続し、その管理を行う必要があるため、母方叔母は後見開始の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見を開始されました。そして、母方叔母は、遠方に居住していることから成年後見人になることは困難であり、またる後見事務は、不動産の登記手続とその管理であることから、司法書士が成年後見人に選任され、併せて社団法人成年後見センター・リーガルサポートが成年後見監督人に選任されました。

2

① 本人の状況: 中程度の認知症の症状

② 申立人: 長男

③ 保佐人: 申立人

④ 概要

## 保佐開始事例

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買物の際に1万円札を出したか5千円札を出したか、わからなくなるが多くなり、日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することにになりました。隣県に住む長男は、本人が住んでいた自宅が老朽化しているため、この際自宅の土地、建物を売りたいと考えて、保佐開始の審判の申立てをし、併せて土地、建物、建物を売却することにいて代理権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐人に選任されました。長男は、家庭裁判所から居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却する手続を進めました。

① 本人の状況: 軽度の認知症の症状

② 申立人: 長男

③ 補助人: 申立人

④ 概要

## 補助開始事例

本人は、最近お米を研がずけに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになり、また、長男が日中仕事で留守の間に、訪高販売員から必要のない高額の商品を何枚も購入してしまいました。困った長男が家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし、併せて本人が10万円以上の商品を購入することについて同意権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任されて同意権が与えられました。その結果、本人が長男に断りなく10万円以上の商品を購入してしまつた場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになりました。

(注) 最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から

## QA

### 成年後見人等には、どのような人が選ばれるのでしょうか？

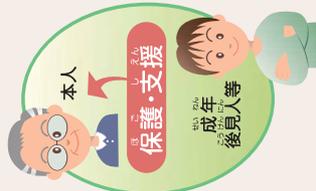
成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

3

## 成年後見人等の役割は何ですか？

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事務にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることとなります。



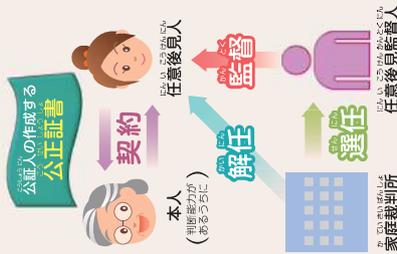
## 成年後見の申立てをしない場合は、どうすればよいのでしょうか？

身寄りがいないなどの理由で、申立てをすることができない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見(後見・保佐・補助)の開始の審判の申立て権が与えられています。



## 任意後見制度とは、どのような制度ですか？

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結ぶことができるものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。



## ① 本人の状況: 脳梗塞による認知症の症状

- ② 任意後見人: 長女
- ③ 任意後見監督人: 弁護士
- ④ 概要

本人は、長年にわたって自己の所有するアパートの管理をしていましたが、判断能力が低下した場合に備えて、長女との間で任意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するとともに、認知症の症状が現れアパートを所有していることさえ忘れてしまったため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意後見監督人に選任されました。その結果、長女が任意後見人として、アパート管理を含む本人の財産管理、身上監護に関する事務を行い、これらの事務が適正に行われているかどうかを任意後見監督人が定期的に監督するようになりました。

(注) 最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から

## 費用はどのくらいかかるのでしょうか？

### ① 法定後見開始の審判の申立てに必要な費用について

	後見	保佐	補助
申立手数料(収入印紙)	800円	800円(注6)	800円(注7)
登記手数料(収入印紙)*	2,600円	2,600円	2,600円
その他	連絡用の郵便切手(注8)、鑑定料(注9)		

※ 当分の間、登記印紙も使用することができます。  
 (注6) 保佐人に代理権を付与する審判又は保佐又は保佐人の同意を得ることを要する行為を追加する審判の申立てをするには、申立てごとに別途、収入印紙800円が必要になります。

(注7) 補助開始の審判をするには、補助人に同意権又は代理権を付与する審判を同時にしなければなりません。申立てをそれぞれにつき収入印紙800円が必要になります。

(注8) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。

(注9) 後見と保佐では、必要に応じては、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行います。鑑定料は必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、ほとんどの場合、10万円以下となります。

(注10) 申立てをするには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要です。これらを入力するための費用も別途かかります。申立てに必要な書類については、申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。  
 (注11) 費用が乏しい方については、日本司法支援センター(法テラス)が行う長事法律扶助による援助(申立代理人費用の立替えなど)を受けることができる場合があります。詳しくは法テラスの相談窓口(コールセンター 0570-078374)へお電話ください。

また、法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市町村もあります。詳しくは各市町村の窓口へお問い合わせください。

## QA

## QA

## QA

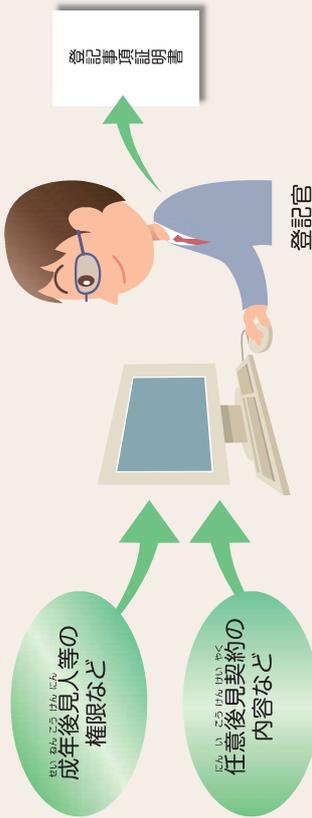
## QA

# 自分のために みんなの安心 成年後見登記

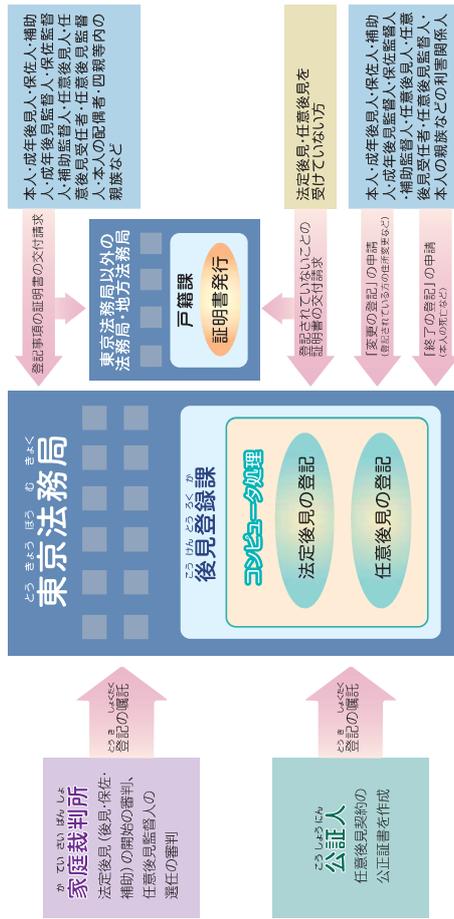


## Q 成年後見登記制度とは どんな制度ですか？

成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を発行することによって登記情報を開示する制度です。



## 成年後見登記制度のイメージ



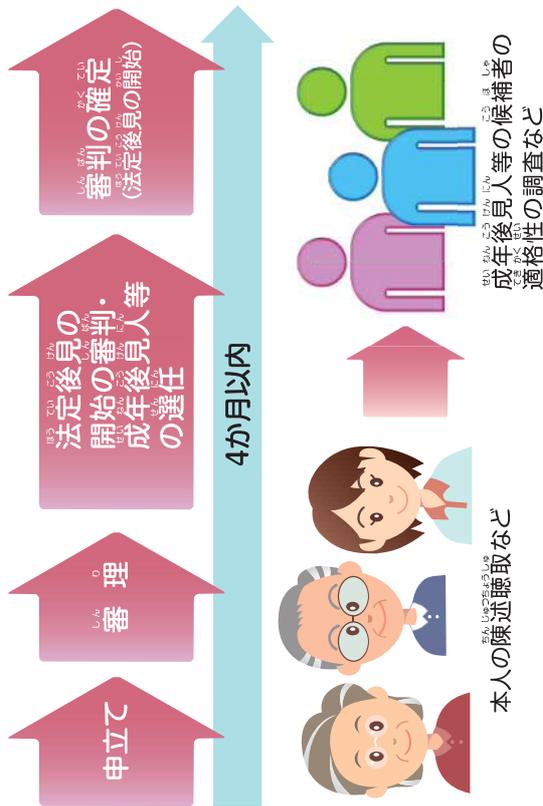
## ② 任意後見契約公正証書の作成に必要な費用について

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
登記所に納付する印紙代	2,600円
その他	本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など

## Q 成年後見制度を利用したいのですが、 申立てから開始までどれくらいの期間が かかるのでしょうか？

審理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえません。鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。多くの場合、申立てから法定後見の開始までの期間は、4か月以内となっております。

## 法定後見の開始までの手続の流れの概略



## 登記はどのようにされるのですか？

東京法務局の後見登録で、全国の成年後見登記事務を行っています。後見開始の審判がされたときや、任意後見契約の公正証書が作成されたときなどに、家庭裁判所または公証人からの嘱託によって登記されます。また、登記されている本人・成年後見人など(※1)は、登記後の住所変更などにより登記内容に変更が生じたときは「変更の登記」を、本人の死亡などにより法定後見または任意後見が終了したときは「終了の登記」を、申請する必要があります。この「変更の登記」「終了の登記」の申請は、本人の親族などの利害関係人も行うことができます。登記の申請は、書留郵便で行うことができます。

## Q A

### どのように登記事項の証明書の提出がされているか？

証明書の交付請求をする場合には、請求者の住所、氏名、生年月日および資格(本人との関係)などを記載した申請書に、下記の額(※2)の収入印紙(手数料)を貼り、必要な添付書面(※3)を添えて請求してください。請求は、送信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)を同封して郵送で行うことができます。なお、証明書を交付する際には、免許証・保険証など本人確認のための資料の提示・提供をお願いしております。郵送で申請される場合は、コピーしたものを同封いただきますようお願いいたします。



### 交付請求

窓口 郵送



窓口での証明書の交付は、東京法務局民事行政部後見登録課および東京法務局以外の各法務局・地方法務局戸籍課で行っています。

## Q A

### どのようにときに、登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を提出することができますか？

たとえば、成年後見人が、本人に代わって財産の売買・介護サービス提供契約などを締結するときに、取引相手に対し登記事項の証明書を提示することによって、その権限などを確認してもらおうという利用方法が考えられます。また、成年後見(法定後見、任意後見)を受けていない方は、自己が登記されていないことの証明書の交付を受けることができます。



- ※2 登記事項の証明書 1通につき 550円  
登記されていないことの証明書 1通につき 300円
- ※3 本人の配偶者または四親等内の親族が証明書の交付請求をする場合には、親族関係を証する書面として戸籍謄抄本や住民票等を添付する必要があります。

請求先窓口  
東京法務局民事行政部後見登録課  
(東京法務局以外の)法務局・地方法務局戸籍課  
〒102-8226  
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎  
東京法務局民事行政部後見登録課  
TEL: 03-5213-1234 (代表)  
03-5213-1360 (ダイヤルイン)

証明書の申請書用紙は、最寄りの法務局・地方法務局(最終ページの電話番号一覧を参照してください)。または法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) の成年後見制度のページなどでお取り寄せ願います。